

親しく拝し奉りし明治天皇の御敬神

佐伯有義

【解題】

佐伯有義は、慶應三年（一八六七）、富山県中新川郡立山に鎮座する雄山神社の祀職家に生まれる。明治十五年（一八八二）に上京し、皇典講究所に入学後、国学者の井上頼園に師事。井上没後は毎年欠かさず命日に墓参したという。二十三年、皇典講究所より『古事類苑』編纂嘱託を拝命。二十八年より約一年間、国幣中社氣多神社（現、氣多大社）の宮司を務めた。その間、神祇官復興運動の為に組織された壬辰組に参加し、三十一年に創立した全国神職会にも深く関与、翌年創刊の『全国神職会会報』（のち『皇國』『皇國時報』と名称を変更）の編輯に従事。三十三年には同会報発行委託先の会通社より『神祇官考証』が予約出版された。

三十七年、宮内省式部職掌典を拝命。翌年に皇室諸令附式の起草を嘱託され、四十五年より宮内省の六国史校訂事業に従事。大正元（一九一二）～三年に明治天皇の大喪使事務官、四～五年に大正天皇の大礼使事務官を務めた。その間、大正二年に『大日本神祇史』を皇典講究所とも縁ある国見館より刊行。大正十五年に掌典を退官すると、翌昭和二年（一九二七）に國學院大學講師（十一年、教授）となり皇典講究所並びに全國神職会による延喜式奏上一千年記念事業の延喜式校訂や柳田國男の推薦で朝日新聞社による昭和天皇即位大典記念事業の六国史校訂に従事、九年内に皇室・神宮・神社祭祀法令の解説書『祭祀令注釈』を会通社より刊行した。十八年、國學院大學へ学位論文「古代に於ける朝儀の祭祀に就きて」を提出し文学博士号を取得。二十年、郷里に

て帰幽。享年七十九。叙正四位勲三等瑞宝章。

晩年の佐伯は、財団法人明治聖徳記念学会創立にあたり中心的な役割を果たした加藤玄智と最も深く交際し、自身の子息宅へ加藤と共に来泊することもあつた。また佐伯は『神道叢書』『神祇全書』『神道大辞典』等、神道思想書・神社由緒関係書等の叢書や神道の総合辞典の編纂に携わり、昭和十二年には約一万部の神道書を分類した『神道分類総目録』を刊行するなど、神道・神社の研究インフラの構築に大いに寄与、翌年に本学会が刊行した『神道書籍目録』の編纂にも協力した。

本講演録は、明治以降の宮中三殿の沿革にはじまり、明治天皇の御様子を交えた宮中祭祀の解説を経て、掌典・奉職期間に詠まれた明治天皇の御製より御敬神の御慮を挙するもので、宮中への奉仕を通じて明治天皇に親しく挙げ奉り、神道・神社・学界へ幅広く貢献した佐伯の祭祀・学問に対する真摯な姿勢とその根柢にある敬神尊皇の念が遺憾なく發揮されている。なお昭和十二年の財団法人明治聖徳記念学会創立二十五周年事業に際しては、『明治天皇の御敬神 賢所奉仕に親しく挙げまつりて』と改題した冊子となり、『明治天皇聖徳餘光』にも再録され、本学会地方講演として広く国民一般へ門戸を開き全国各地で講演された。

(文責・入倉滉太)

一

私はかつて掌典として皇室の祭祀に奉仕致しました関係上、畏けれど明治天皇御敬神の尊容を挙げ奉りました事について、いささか申し上げたいと思うのであるが、それは宮中三殿御親祭〔天皇親ら御祭りを遊ばせられること〕の御時の御模様を主として述べるのであるから、まず宮中三殿の大略をお話することが必要であると思います。

宮中三殿は中央が賢所、向かって左が靈殿、右が神殿であつて、三殿が並びになつてゐる。中央の賢所は、申すまでもなく天照大神奉斎の御殿であつて、御正体は畏くも伊勢皇大神宮〔神宮の内宮〕の御うつしである。天孫降臨の時、大御神が皇孫に三種の神宝を授け、これを以て天つ日繼の御靈とせられたが、その中の御鏡〔八咫鏡〕は、畏くも天照大神が御自らの御正体として授けさせられたのであつて、すなわち「吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、常に吾を見るがごとくすべし。与に床を同じくし、殿と共にして、斎鏡と為す可し」(原文、吾兒視此宝鏡當猶レ視レ吾)。

可三与ニ同レ床共ノ殿以為二齋鏡」との神勅と共に授け賜つたのであるから、以後、神代二代に統き、神武天皇より崇神天皇まで御十代の間は、同床共殿に在しましたのである。

ところが崇神天皇の六年に至り、改めて神器の鏡劍「八咫鏡・草薙劍」を笠縫に奉遷する事となつたので、神代以来その職に奉仕している神孫をして御うつしを謹作せしめ、宮中に留めて神器とせられた。それがすなわち賢所の御正体である。これは神代以来の宝器は、神威を畏んでお遷し申し上げても、なお同床共殿の勅を守らせ給う思召であつて、すなわち『禁秘御抄』には、これを大神の「御代官」とお記しになつてゐる。

賢所の御正体は右に申すごとくであるが、次に皇靈殿と神殿とを宮中にお祭り致したのは、明治の御代の初めである。

すなわち神祇官の再興と共に、古例によつて八神〔神産日神・高御産日神・玉留産日神・生產日神・足産日神・大宮壳神・御食津神・事代主神〕を祭る事となつたのが最初で、その時に從来の八神以外に、天神地祇と御歴代の皇靈とを神殿に同祭せられた。

明治初年までは、宮中でも御歴代尊靈の御祭は仏式をお用いになつてゐたのであつて、御近代〔江戸時代まで〕の天皇様方の御位牌は、京都の般舟院と泉涌寺とに奉安し、別に宮中の御黒戸にも御歴代の宸牌を奉安せられてあつたが、大政御一新〔明治維新〕後、神仏分離が断行せられたので、改めて宮中でも、御歴代の御祭は神式によらせられる事となり、ここに御黒戸奉安の尊牌は、すべて般舟院と泉涌寺とにお遷し申された。

そこで当然の帰結として新たに歴代の皇靈をお祭り申す所が必要となつたので、神祇官の仮神殿に八神を中心に向かつて右、東座には天神地祇、左、西座には歴代の皇靈を奉安する事になりました。それは明治二年十二月の事であつたが、次いで翌三年正月三日には神祇官において厳肅なる祭儀をば行わしめられ、畏くも勅をもつて、天神地祇、八神、および列皇の神靈を神祇官に鎮祭する理由を、あまねく天下にお示しあそばされた〔神祇鎮祭の詔〕明治三

年一月三日】。

ところがその頃は、明治新政当初の過渡時代であったので、神祇の制度にもたびたびの変遷があつて、翌四年の八月には神祇官を改めて神祇省とせられ、ここに御歴代の皇靈は、神祇官から賢所の脇に奉遷の御事となり、神祇省では八神と天神地祇のみをお祭り申すことになったのである。

ところがまた、その翌年の五月には、神祇省も廃せられて、新たに教部省が生まれた。この教部省は、単に事務を執るだけで、お祭は奉仕しない官制であったので、ここにまた、八神および天神地祇の御靈も宮中に遷さねばならぬ事となつた。それが明治五年四月の事である。

宮中に奉遷したとは申しても、最初は賢所と御同殿ではなかつたのであるが、やや時過ぎて、これまた賢所の御側に奉安することになつたのみならず、さらにその年の十一月には、天神地祇と申せばその中には当然八神殿の神々も含まれているのである、故に八神を別に祭る必要はない、という議論が起り、ついに御裁可「天皇が案文を御親裁可決されること」を仰ぎ、八神殿の名称を廃し新たに神殿と改めて、天神地祇と八神とを合併せらるることとなつた。

これは誠に恐れ入つた事で、そもそも神武天皇の御代以来、玉体守護の神々として御代々御尊重あつた八神の名を、一朝にして失うに至つたのは、惜しむべき極みである。神祇官の復興運動はすでにその時から萌しているのである。

そんなわけで、御一新直後には、すべて神祇官でお祭りした列皇の神靈、天神地祇、八神は、期せずして皆、宮中賢所の御側に拝祭する事となつたのであるが、当時はただ今と異なつて、吹上の御殿の中に御殿がありました。現在の御常御殿の御後が広庭になつておりますが、最初はそこに賢所が在らせられたのである。その御方角は当時の御常御殿から見て西南にあたつていたと拝記している。これは伊勢の皇大神宮が皇城〔皇居〕から西南に位置せさせ給う故で、いすれも御同方角にあたらせられたのである。

『禁秘御抄』にも、

〔原文、凡禁中作法、先「神事」後「他事」。旦暮敬神之叡慮無「懈怠」。白地以「神宮並内侍所方」、不「為御跡」。凡そ禁中の作法は、先づ神事、後に他事とす。旦暮敬神の叡慮懈怠無し。白地にも神宮並に内侍所の方を以て御跡と為したまはず。あよそ きんちゅう あけくれ えいりょおこたり あからざま ならび ないしどろ かた おん

とあるが、この叡慮〔天皇の大御心〕を御実践あらせらるるには、神宮と内侍所〔賢所〕とが御同方向たることを要するのである。京都御所にて申せば、伊勢は東南にあたるので、すなわち内侍所もまた、御常御殿の東南にお祭り申してあつた。

ところが、翌六年に至つて千代田の皇居は御炎上あつたので、一時赤坂の仮皇居に遷らせられた。現皇居の御造営が完成して、宮城に遷御あらせられたのは明治二十二年一月であるが、その時皇上〔天皇〕の遷御と共に、賢所・皇靈殿・神殿も移御あらせられ、以来今日のごとく、三殿相並んで御鎮まりあらせらることとなつたのである。

一一

次に宮中で行わせらるる御祭儀の事を簡単に申し上げたい。

皇室の祭祀は大祭と小祭との二つに区別せられてあるが、大祭日と申すのはいわゆる旗日で、國民が皆毎戸に国旗を掲げて奉拝すべき日である。すなわち元始祭・紀元節祭・春季皇靈祭・春季神殿祭・神武天皇祭・秋季皇靈祭・秋季神殿祭・神嘗祭・新嘗祭と以上十回の御祭日を申す。

次に小祭は、正月の歳旦祭・二月の祈年祭・十二月の賢所御神樂・先帝以前三代〔仁孝天皇・孝明天皇・明治天皇〕の例祭、天長節祭等で、これに最近明治節〔昭和二年（一九一七）明治天皇が御生誕された十一月三日と定める〕が加わりました。

この大祭と小祭の区別を申すと、大祭には天皇が御親ら祭主として御祭典を行わせられ、御拝礼の上、御告文〔神祇に對し天皇の親告される文書〕を奏せられるのであるが、小祭にはただ玉串を奉つて御拝礼あらせられるのである。したがつて小祭の日には参列者も少なく、宮内省の少數の役人が参列するに過ぎない。

さて、以上はいずれも皇室祭祀令〔明治四十一年九月十九日皇室令第一号〕に規定するお祭を申したのであるが、そのほかに毎月一日・十一日・二十一日と三回にわたつて三殿の御拝がある。十日目、十日目に行われるお祭であるから、これを旬祭と呼び習わしているが、その中で一月一日は前申した歳旦祭である。なおまた元三二〔いわゆる三が日〕には、この歳旦祭を除いて、二日・三日の両日に、掌典長以下でお祭が行われ、十二月三十一日には除夜祭が行われる。

こういう風に宮中では、皇室祭祀令に依るものとそれ以外のものとを合わせて相当多くのお祭があるので、歴史的に申すと、その中で明治以前からありましたのは、内侍所御神樂と、毎月の旬祭、そのほかに我が国建国以来の大儀である十一月の新嘗祭、とこれだけであつて、神嘗祭は、もとは伊勢でのみ行われ、元始祭・紀元節・春秋二季皇靈祭・神武天皇祭等はいずれも明治以後の御制定である。

その代わりに、往時〔明治以前〕は新嘗祭のほかに六月・十二月の十一日に神今食の御祭が行われた。神今食は新嘗祭と同型の御祭典で、この時は、すべての事を御一人が遊ばすのであつて、後取女官と陪膳女官とのほかは、何人も与らぬのである。もちろん皇族並に臣下の人等も全然お手伝を申し上げないわけではないが、それ等は御殿外にあつて神座奉安の時に少々の御用を勤めらるるだけである。

新嘗祭及び神今食は神嘉殿において行わせらるるのであります。この御殿は平生、空御殿である所へ、祭に臨んで舗設をして、神の御座・御寝具などの設備をするのであるが、それ等の品々を、参議・納言・中少将などが運ぶ、その先頭に皇族がお立ちになり打払の笛を取つて、神嘉殿の入口までおいでになるのである。かように殿外の事は皇族様を始め参議・納言等の人々は御用を勤められますが、御殿内の御祭典は上御一人で遊ばされるので、ここに神

代以来の厳儀の尊さが挙げられるのである。

三

さて、いよいよ次には、明治天皇陛下御親祭にあたらせられての御尊容を申し上げるわけであるが、賛しく太祭と申しても、御一殿のみで行われる場合もあり、また二殿・三殿で行われる事もある。例えば神嘗祭は賢所のみで執行せられ、皇靈殿・神殿では御式がなく、また、春秋の皇靈祭・神殿祭には、皇靈殿・神殿のみの御祭で、賢所に関係はない。これらに對して三殿全部で行われる御親祭の例は、一月三日の元始祭である。ここでは専らこの元始祭を標準にして、御祭典の順序、その御時の御尊容を謹話させていただきたい。

初め出御に先だって、掌典長以下で神饌幣帛を奉り（親しく神饌幣帛を獻るのは掌典次長以下で、掌典長は檢知をしおる）、次いで掌典長が祝詞を奏し、次には、陛下が御拝あらせらるる御座・奉らせられ給う御玉串を準備し、それらの事どもが整うた所で、参列の諸員が式部官の先導で帳舎に入り着床する。

陛下は御内儀におかせられて前日から御潔廟であらせられるが、当日の朝はまた、お祭に先だって御湯を召されるのであつて、すなわち出御前に掌典長から侍従職へお湯言上の事を申すと、侍従職からお上へ申し上げ、それより御清湯を召して、御常御殿から御板輿で綾殿へ渡御、そこで黄櫨染の御袍をお召換遊ばされ、御手水を召した上、出御あらせられるのである。その間に賢所の方では、陛下着御の御座を御内陣に設け、御参進の際には内陣と外陣との間に懸けてある御幌を両方に開き奉るので、そのために二人の掌典が左右に控えてお待ち申し上げる。

参列の諸員が参進して本位に就き終ると掌典長が御先導申し上げ、陛下には祭に先だって敷き延べた筵道の上を賢所へと参進あらせられる。その時には、御剣を奉じた侍従が一人と、御束帯の御裾を奉仕する侍従が一人と同じく

参進するのである。

なお別に侍従が一人、これは御笏を入れた箱を捧持する。その侍従が差し出す笏をお取りになつて進ませ給うのであつて、その時には御束帶の御裾を捧げた侍従は外陣に伺候し、御剣奉仕の侍従は、御簾子の所に伺候する。そして陛下には内陣の御座に着御あらせられると、掌典長が捧げる御玉串を取らせ給うて神座に向かい両段再拝〔二拝し、祈念を行い、さらに二拝するもので、歴史的には最も普及した拝礼作法〕を遊ばされ、御拝終わつて御玉串を授けられる。そして掌典長がそれを拝受して御内々陣へ奉ると、御告文を奏し給い、終わつて特に賢所に限つて御鈴の儀がある。これは内掌典〔賢所に奉仕する女官〕が奉仕するのであつて、その間は約十分位であるが、その御時の陛下の敬虔な御態度こそは、ただただ感涙に咽ぶのはかはないと有様である。

これは私が明治天皇の御代に、掌典としてお祭の時にはしばしば御幌の役を奉仕したので、恐れ多い事ながら自然と拝し奉ることが出来たのである。

元来、賢所と申す言葉は、御代々の天皇が、皇祖神靈の在します所として常に畏ませ給い、その御方面へは白地にも御足をも向けさせ給わぬと申す程の御尊敬の御精神を顯した語であるが、皇祖大御神〔天照大御神〕に対し給う明治天皇の御敬虔極まる御尊崇の御態度を、かすかに拝するにつけ、御代々の天皇の御態度も拝察せられて、明津神が皇祖大御神を祭らせたまう御態度は、到底一般の神職等の及びもつかぬ惟神の尊さであることをいまさらながら深く感じ奉る次第であります。

かくして、まず賢所の御拝が終わると、次には皇靈殿に進ませ給い御玉串を捧げ、御告文を奉し給うて後、更に神殿に進ませ給い、また御同様の御親拝、御告文の儀があるのであつて、これらの御殿でも、御同様、明治天皇は実に御敬虔の御態度で、御拝あらせられたのである。

次に新嘗祭の御事は、前に既にその一端を申し上げたが、改めてここにその大略を申すと、まず当日は、お祭に先

だち掌典が神座を奉安して時刻の到るを待ち、夕方になると、御殿に忌火の御灯いみびを点こちじ、また、各所に庭燎にわびを点ずる。

そして掌典長が祝詞のりとを申し上げる。これは御親祭ごしんさいが行わるるについての祝詞である。

さて次には陛下の出御に先立ち、神饌行立ということがある。これは新嘗祭に限つての事で、陛下が皇神等に奉らせらるる神饌を、奉仕員が各自その所役に隨い捧持して列を作る、すなわち行列をして立つてゐる。故に神饌行立と申すのである。

この行立ぎょうりゅうが終わると同時に、陛下りょうきでんは綾綺殿りょうきでんより神嘉殿しんかいでんへ進御しんぎょあらせられるのであります。その御服装ごうふくは御斎服ごさいふくと申し純白の御装束ごそうしょくである、昔は常御殿つねごてんより神嘉殿しんかいでんまでは帛はくの御衣ぎよいを召させられ、神嘉殿しんかいでんにおいて小忌おみの御湯おゆを召され 後、御斎服に御改めあそばされたのであるが、現今では綾綺殿りょうきでんより御斎服を召させられるのである。帛はくの御衣ぎよいも白い御装束ごそうしょくであるが、これは練つた絹を用い、御斎服は生のまま練らぬ絹である。また御幘おひさしと申し白い絹を以て御冠ごかんの巾子きじ〔冠の尖った部分〕を結び奉るのである。

またその供奉は式部長官が御先導を申し上げ、次に侍従二人左右に燭を秉り、次に宝剣捧持の侍従が御先に立ち、神璽捧持の侍従は御後に隨い奉り、その他供奉の侍従がその次に隨い奉るのである。夜の御儀式であるから、遠くよりこれを挙げ奉れば、脂燭の光にて白い御姿がただかすかに挙げらるるのみであるが、それがいかにも尊く有り難く挙げ奉らるのであります。

陛下には神嘉殿の御正面より進御あらせられて、西の御隔殿の御座に著御あらせらるるや、侍従は宝剣神璽を案上に奉安して隔殿の庇の座に候し、式部長官は東の隔殿の座に候するのである。

「隔殿より本殿に進御あらせられる時、神饌しんせん行ぎょう立りゅう」の先頭は神嘉殿東階の下にあり、削木くずりきを取れる掌典このこの時警けいひつ撃うを唱え、同時に神樂歌かぐらうたが始まり、同時に御手水おてみずの具を捧持する采女うめは階を上りて東の隔殿に至り、陪膳ばいせんおよび後取しんとりは御手水おてみずの具を奉じて殿内に入り、まず御手水おてみずを奉仕おほすればその具を撤し、やがて神饌しんせんを御親供こしんくうあそばさるるのである

その御品々は御飯(米の御飯・粟の御飯)・鮮物(なまもの・からもの)・干物(このみ)・菓子(めのしるわけ)・和布汁漬(あわびのしるづけ)・鮑汁漬(めのあつものあわびのあつもの)・和布羹(めのあつものあわびのあつもの)・鮑羹(しろき)・(白酒・黒酒)・御粥等である。

御供進(ごくうしん)については色々御作法(ごさぼう)があるが、御本殿の内へは陪膳と後取との二人が出入致すのみであり、しかも御供進は御親らあそばされ、他に何人も参入する事がないのであるから、御親祭の御有様は一切挙げ奉ることが出来ぬのであります。

御親供(おわき)にて御告文を奏し給い、次に御直会(おなおらい)の儀ありて神饌を撤し、次にまた御手水をあそばされ、その用具を撤して、はじめのごとく神饌を行立し、各宮殿下を始め諸員の拝礼は正面の階下において行われ、夕の御儀が畢りて後、陛下は一旦(に一度きよ)入御(いりぎよ)あらせられ、時刻至れば晩の御儀(てつしょう)が行わせられて、御祭儀が終了するのである。

夕晩共に約二時間に亘りて行わせられ、徹宵(わたり)の御祭儀であらせらるる。時候も十一月下旬である故に、深夜に至れば寒さが強く、殊に陰曆の当時は一層寒気が強かつたのであるが、明治天皇様を始め奉り、御歴代の天子(てんし)「天皇」様が、この寒夜に徹宵最も御敬虔の御態度を以て、御神事を御奉仕あそばされたので、その御敬神の程を拝察し奉ることが出来るのであります。

ただ今かくお話を申し上げるに於いても、明治天皇様御在世の当時を追憶し奉り、限りなき尊さを感じますが、明治二十六年(1894年)の御製(ぎよせい)天皇御作(てんのうごさく)の詩歌(しょくせう)に、

豊年の新嘗祭(ひなまつり)ことなくくて

つかふる今日ぞうれしかりける

という大御歌(おおみうた)があらせられます。これは正しく三十六年、新嘗祭御当日に御詠みあそばされたものと拝せられますが、この新嘗祭を御奉仕に就いて、深く御心を用いてあらせらるることが拝察せられ、誠に尊い御製であります。

明治天皇御敬神の御事蹟は、以上に申し上げたほかにも、なお到底申し尽くせない程であります。明治天皇の数々の御製中、特に神祇に關する御製を拝し、これをさらに陛下御敬神の御事蹟と併せ拝するときは、一層その御精祌が深く感ぜられるのである。殊に憚り多い申し分ではあるが、掌典として御親祭に奉仕致した我々の感情は単なる歌人というような人々が御製に対し奉る感じ方とは異なつたものがあろうかと思うのである。

私が掌典として奉仕したのは、明治三十七年の四月から四十五年崩御に至るまで約九年間であるが、今その間の御製集を拝して、特に神祇に關する御製を拝誦しながら、その御精神を仰ぎ奉りたいと思う。

まず明治三十七年の御製集を拝するに、新年という御題で

神風の伊勢の宮居のことをまづ

今年もものの始にぞさく

という御製があります。これは一月四日御政始についての御製であつて、その御当日に大御心のままをお詠み遊ばされたものと恐察せられます。

この三十七年と次の三十八年とは、日露大戦役の年であつたので、その方面の御製が多いが、同時に御敬神の御製も多いのである。十月十七日の神嘗祭につき、

神垣に使をたてて豊年の

秋の初穂をささげつるかな

という御製がある。神垣に使をたててとは神宮に勅使を參向せしめらることを申し、秋の初穂とは今年の新穀をま

ず神宮に奉らせ給うことをお詠みあそばされたのである。

陛下は十一月の新嘗祭に始めて新穀を聞食さるるが、神宮には諸神に先だちて神嘗祭に新穀を奉らしめ給う御例である。また

すめ神にはつほささげて国民と

共に年ある秋を祝はむ

といふ御製もある。大御歌の上にも御敬神の御心が現れているのを拝し奉るのである。

次に煤払すはらいという御題で

ちはやふる神のおましをはじめにて

今年の塵ぢりを払はせにけり

煤払は我々の家庭でも年末に致すが、宮中においても毎年十二月になるとお煤払を行わせらるるのである。その時に賢所を最初に致し、それから次々に他の御殿各処の煤を払わせらるので、宮中においてはすべての行事悉く神事を先にせらるのである。

なおその年の御敬神の御製に、「鏡」という題にて

くもりなく世をたもてとてちはやふる

神のさづけし鏡なるらむ

誠に畏き思召の御製である。また、「国」という御題で、

ちはやふる神の御代みよよりうけつぎし

国をおろそかに守るべしやは

ともある。常に皇祖皇宗〔天照大御神を始めとする御祖先の神々と神武天皇以下御歴代の天皇〕の御心を忘れさせ給うことな

く、御戒慎あそばさるる大御心は、畏しとも畏しと申し奉るの外はありません。

なお御抱負の程を詠み出でさせたまうた御述懐の御製に

上つ代の聖のみよのあとと求めて

わがあしはらのくにはをさめむ

とある御製を拝するに、常に御歴代の御治蹟を温ねて古えの御掟に違わぬよう御代しろしめさむとの御精神がこの御一首に明らかに窺い奉らるのである。

翌明治三十八年には、戦役〔日露戦争〕も終わって、伊勢神宮へ御参拝あらせられた年であるが、その年には「四海清」という御題で、

よものうみ波しづまりてちはやふる

神のみいつぞかがやきにける

これは神徳の發揚を感謝せさせ給うた御製である。

神宮御親謁は、十一月に行わせられ、滞りなく凱旋式も終わって後の御事であるが、その時の御製に、
神路山みねのまさかきこの秋は

手づからをりて捧げまつらむ

とお詠みあそばされてある。これは行幸に先だつての御製と拝せられる。

また「神祇」と題して

世の中にことあるときぞしられける

神のまもりのおろかならぬは

これは戦争中に神祇の御稟威の現れたことをお感じ遊ばされての御製であります。

なお御参拝中の御製と拝せられるのは、
ひさかたのあめにのぼれるここちして

五十鈴の宮にまるるけふかな
さくすずのいすずの宮の広前に

けふ大麻おほぬさをささげまつりぬ
くもりなきあしたの空に神路山

かうがうしくも見えわたるかな

つくづくと思ふにつけて尊きは

とほつみおやの御稟威みいづなりけり

これらはいざれも皆、その折の御製と拝し奉られる。

次に翌三十九年の御製に、「夜神樂」とあつて

ふけゆけばさえこそまされ榦葉ざきがばの

こゑにも霜のおくこちして

これは十二月賢所御神樂の折の御感想であらせられましよう。榦葉の声とあるので、御神樂の笛の音を聞し召しての御製である事が拝察せられます。

往時御歴代の天皇様方は、大抵音楽の御嗜みがあつて、あるいは和琴の御弾奏、笛の御吹奏などを遊ばしたので、御神樂の笛の音を聞し召しての御製である事が拝察せられます。

内侍所の御神樂の時には、大前で御親ら遊ばされた事が古い記録に出ている。その時は公卿たちもそれに奉仕し、陛下は御内陣に、臣下の人々は庭上にあつて各々樂がくを奏そうしたものである。

ただ今日では樂師のみで奉仕するのであるが、御親らこそ遊ばされね、御常の御殿にましましてこれを聞し食し、

夜の更けゆくに伴われて冴えまさる歌の声にも霜のおくこゝちを感じさせ給う御風懐の程が仰ぎ奉られるのである。
そのほかにも、

古 典

石上ふるごとぶみをひもときて

聖の御代のあとを見るかな

神 祇

日の本の国光のそひゆくも

神の御稜威によりてなりけり

国民のうへやすかれと思ふにも

いのるは神のまもりなりけり

これら一首として御敬神の御心の現れならぬはない。

翌四十年にも

神代よりうけし宝をまもりにて

をさめきにけり日の本のくに

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは

人の心のまことなりけり

めにみえぬ神のこころにかよふこそ

人の心のまことなりけれ

上つ代の御代のおきてをたがへじと

おもふぞおのがねがひなりける

これらも悉く皆御敬神の御製である。

次に翌四十一年の御製には、「朝」と題せさせ給いて
世を守る神のみたまをあふぐかな

朝ぎよめせし殿にいでつつ

この御深意は、明らかには拝察致しかねるが、昔宮中では毎朝石灰壇の御拝と申す事があつて、陛下は清涼殿の

内に特に漆喰で固めた石灰壇という所へ渡御あらせられ、そこで伊勢の皇大神宮を御遙拝あらせられたものである。

明治天皇の御代の初めまでは、やはりその通りであそばされたのでありましたが、明治以後は万機の政を御親ら御總攬遊ばざるため殊に御忙しく、毎朝の御拝は如何あらむと側近者の人々が考えましたので、侍従が賢所に御代

拝を奉仕し、その時に伊勢を初め神々の遙拝を奉仕することになりました。つまり往時の毎日の御拝がその頃から御代拝に改まつたのである。ところがこの御製を拝すると、公式ではなくとも、やはり御内々では御拝があらせられたのではありませぬかとも恐察せられるのである。

翌四十二年は、伊勢皇大神宮の御造営竣工、式年御遷宮のあつた年であるが、その年の御製には、「社頭の月」の御題で

この秋は内外の宮に照る月の

かげいかばかりさやけかるらむ

また、「神祇」と題して

かむかぜ
神風の伊勢の宮居のみやばしら

たてあらためむ年はきにけり

とある。神宮御遷宮の当日は、遷御の時刻に庭上に下御あらせられて、神宮に対し奉りて御崇敬を尽くさせ給う御例であります。

次の四十三年には、「国」という御題で

おごそかにたもたざらめや神代より

うけつぎきたるうらやすのくに

また、「宝」と題せられて、

あまたらす神のさづけしたからこそ

動かぬ国のしづめなりけれ

「神祇」の御題で、

わがくには神のすゑなり神まつる

昔のてぶりわするなよゆめ

とお詠みあそばされてある。

なおそのほかにも御製は多く見ゆるが、「寄神祝」と題して

天てらす神の御光ありてこそ

わが日の本はくもらざりけれ

とあそばされた御製は、神宮御尊崇の大御心が強くあらわれております。

翌四十四年には、比較的少ないようであります、

いつもらぬ神のこころをうつせみの

世の人みなにうつしてしがな

ちはやぶる神の力によりてこそ

われをたすくる人もいできれ

これらの御製は陛下御敬神の大御心の深くあらせられたことが、御歌の上にもよく挿し奉られる有難い御製である。次に四十五年の御製中、神祇に関係のある御製として、最も感銘の深いのは次の御歌である。

いにしへの姿のままにあらためぬ

神のやしろぞたふとかりける

誠にこの御製のごとく、古の姿のままに改まらぬところに尊さが存するのであります。

以上いずれの御製を挿しましても、御敬神の厚くあらせられたことが挿せられ、この上もなく辱く挿し奉らるるが、この年の七月三十日に遂に崩御ほうぎょあらせられたので、今その当時の事を偲び奉れば、暗涙あんるいを催され悲哀に堪えぬのであります。

五

かく数々の御製を挿するにつけ、畏くも明治天皇におかせられては、御敬神の大御心が深くあらせられたのみでなく、御先祖を大切に遊ばす御心、また国民を慈ませ給う思召おぼしめしの御深甚こしんじんであらせられた御事が挿せられて、御聖德天皇の御徳の崇高なるをただただ欽仰きんぎょう「敬いあおぐ」のほかはないのである。

回顧すればこの聖の大君の神上かみのうがり「崩御」給いしよりここに二十余年、はやくも一二百が過ぎたのである。桃山御陵とうざんごりょうに参拝して仰ぎ奉れば、私が大喪使事務官として奉仕した当時の山松が、今は大木となつて繁茂はんもし、参道の左右に山口さんぐ「銳之助えいのすけ」諸陵頭しょりょうのかみが力を尽くして植えられた杉並木も、年々成長して、これまた鬱蒼うっそうとして古びて来ました。さ

らにまた代々木の明治神宮の御内苑を拝しても、年と共にすべての樹木が繁茂している。しかしかくの如く多年の星^{せい}霜^{そう}を経ても、その御聖徳を仰ぎ奉つて、あるいは桃山御陵に、あるいは明治神宮に参拝する人の数は、年々に増加するばかりで、ただ今では毎年何方に達するのである。

かくの如く御恩徳を慕い奉り、御聖徳を仰ぎ奉つて参拝を致す者が多いのは、誠に尊い事であると思い奉るにつけて、その明治天皇が、この上もなく御誠を捧げて御尊崇あそばされた皇祖天照大御神の御神徳の広大無辺であらせらる御事は、到底拙い言葉を以ては称え奉る事が出来ず、ただひれ伏して仰ぎ尊み奉るのほかはありませぬ。かかる尊き大神が御神徳を以て護らせたまゝ、かかる御聖徳高き天皇が、万世一系の神統^{しんとう}を以て、安國^{やすくに}と平らげく御代をしろしめすが故に、我が日本帝国は世界に比類無く国運は盛んに国威はいよいよ発揚するのでありましょう。

かくの如き結構な国に生まれ、この限り無き御恩徳に浴し奉る我々国民こそは、實に幸福な事であつて、この神^{しん}恩^{おん}・皇恩^{こうおん}に報い奉るには、各自その立場において力を尽くすのほかはないが、愚にして御鴻徳^{こうとく}の一をも報じ奉ることの出来ないのは、慚愧^{ざんき}に堪えぬ次第であります。今夕は明治天皇の御敬神について、お話をすることを許されましたが、訥弁^{とくべん}にして十分にその意を尽くすことの出来なかつたことを厚く御詫びを申し上げます。(了)

（『財團法人明治聖徳記念学会紀要』第四十六卷所収、昭和十一年九月）